

**減免の対象となる3輪以上の軽自動車等**

車検証	軽自動車の所有者	運転者	使用の目的	減免申請に必要な書類等	減免台数
自家用	・障がい者本人	A	なし	① 次のいずれかの手帳 ・身体障害者手帳 ・戦傷病者手帳（身体障害者手帳の交付を受けていない方） ・療育手帳（知的障害者福祉手帳） ・精神障害者保健福祉手帳 ② 車検証 △車の名義人が手帳所持者と別居で生計を一にする者の場合は、生計同一が分かるもの （例：確定申告書、源泉徴収票の写し等） △同居しているが手帳の住所と免許証の住所が異なる場合は、同居を確認することができる住民票の写し ③ 本人の運転免許証 ④ マイナンバーカードまたは通知カード ⑤ 軽自動車税（種別割）納税通知書	障がい者1人につき1台のみとなります。 普通自動車との減免の併用はできません。
	・家族運転	B	専ら障がい者の ●通学 ●通所 ●通所 ●生業 ●日常生活 の用に供されるもの	① 次のいずれかの手帳 ・身体障害者手帳 ・戦傷病者手帳（身体障害者手帳の交付を受けていない方） ・療育手帳（知的障害者福祉手帳） ・精神障害者保健福祉手帳 ② 車検証 ③ 同一生計の運転者の運転免許証（両面の写し） ④ 車の名義人又は運転者が、手帳所持者と別居で生計を一にする者の場合は生計同一が分かるもの （例：確定申告書、源泉徴収票の写し等） ⑤ マイナンバーカード又は通知カード ⑥ 軽自動車税（種別割）納税通知書（障がいのある方本人分） ⑦同居しているが手帳の住所と免許証の住所が異なるときは、同居を確認することができる住民票の写し	
	常時介護者運転	C			

※運転者が障がい者本人以外の場合、障がいの等級によって減免の対象にならない場合があります。

詳しくは別紙「減免の対象となる方」をご参照ください。

※表中のA. B. Cは別紙の「減免の対象となる方」の障がいの程度の区分にあるA. B. Cです。